

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

(平成24年度～平成26年度)【概要版】

計画改定の目的

少子高齢化や核家族化の一層の進行、ライフスタイルの多様化などから、人と人のつながりが希薄化し、家庭や地域における支え合いの機能が低下してきている。

大規模災害や新興感染症に対する危機感の高まりなどから、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい」という区民の願いは、一層強くなっている。

虐待、ひきこもり、認知症、こころの病、孤立死など、公的な制度による支援だけでなく、地域の理解や支えを必要とする課題が増加している。



このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、自助・互助・共助・公助*の組み合わせによる、地域全体で支え合う環境づくりに向け、様々な主体と協働するとともに、福祉と保健分野間の連携を強化し、福祉保健施策を総合的かつ効果的に展開することを目的として、計画を改定します。

*自助・互助・共助・公助 詳しくは8ページをご覧ください。

計画の期間

この計画は、平成24年度から平成26年度までを計画期間としています。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
文京区基本構想				
文京区基本構想実施計画				
前期計画		文京区地域福祉保健計画		
		子育て支援計画		
		高齢者・介護保険事業計画		
		障害者計画		
		地域福祉保健の推進計画		
		保健医療計画	統合	
			新たな保健医療計画(～平成29年度)	
健康ぶんきょう21(平成20年度～平成24年度)		統合		

*「子育て支援計画」は、平成22年度から平成26年度までの5か年計画であるため、改定は行いません。

*「保健医療計画」は、総合的に保健医療施策を推進するため、区民の健康づくり計画である「健康ぶんきょう21」との関係を整理のうえ、統合し、両計画を一体化した新たな保健医療計画(平成25年度～平成29年度)を平成24年度に策定します。このため、今回の改定では、計画期間を平成24年度の単年度とし、前期計画(平成21年度～平成23年度)の延長計画と位置付けます。

計画の構成

この計画は、計画全般に係る考え方、基本理念、基本目標などを取りまとめた総論部分と、各分野別の「子育て支援計画」「高齢者・介護保険事業計画」「障害者計画」「保健医療計画」及びすべての分野に共通する施策などを取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」で構成しています。

総論部分					
分野別計画	子育て支援計画	高齢者・ 介護保険事業計画	障害者計画	保健医療計画	地域福祉保健の 推進計画

計画の考え方

基本理念

◎ 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

◎ 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

◎ 支え合い認め合う地域社会の実現

だれもが、ノーマライゼーション*の理念に基づき、主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

*ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいいます。

◎ 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

◎ 区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

◎ 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

基本目標

◎ だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

◎ だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

子育て支援計画

計画の目標

子育ての第一義的な責任は、父母その他の保護者にありますが、同時に次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援していくことは、区民、地域活動団体、企業、学校、行政など社会全体の責務でもあります。

「子どもを望むすべての家庭が、安心して子どもを産み、育て、子育てに喜びを感じることができること」

「子どもがひとりの人間として権利を保障され、健康に過ごし、豊かな人間性を育み、成長すること」

を目指して、男女がともに参画し、家庭及び地域社会全体で、次代の担い手・次代の親となり、「文の京」をふるさとする子どもたちを育てる体制を構築していきます。

子育て支援に関する重点課題

- 子どもの健やかな成長の支援
- 子どもの生きる力・豊かな心の育成
- 地域社会全体で子どもを育てる体制の構築
- 子育てと仕事の両立支援
- 子育ての心理的・経済的負担の軽減
- 子どもを守る安全・安心なまちづくりの推進

計画の体系

① 子どもの健やかな成長

- 1 子どもや家庭の健康の確保
- 2 児童虐待防止対策の充実
- 3 障害児施策の充実

② 子どもの生きる力、豊かな心の育成

- 1 青少年の健全育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 特別支援教育の充実

③ 地域における子育て支援

- 1 地域の人材活用
- 2 民間レベルの活動支援
- 3 仲間作りの支援・場の提供
- 4 健全育成活動への支援

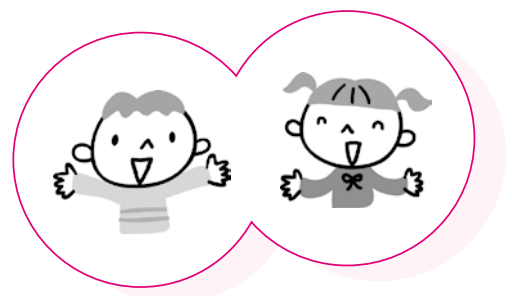
④ すべての子育て家庭への支援

- 1 保育の充実
- 2 子育てに伴う心理的負担の軽減
- 3 子育てに伴う経済的負担の軽減
- 4 子育て情報提供の充実
- 5 仕事と生活の調和に向けた啓発
- 6 ひとり親家庭への支援
- 7 障害児のいる家庭への支援
- 8 良好な居住環境の確保

⑤ 子どもを守る安全・安心なまちづくり

- 1 青少年のための地域環境の整備
- 2 安心して外出できる環境の整備
- 3 児童の安全の確保

*「子育て支援計画」は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年計画であるため、今回は改定を行わず、「地域福祉保健計画」の本書に内容の一部を抜粋して掲載しています。



高齢者・介護保険事業計画

計画の目標

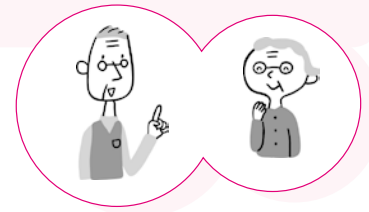
平成 27 年には「団塊の世代」がすべて 65 歳以上を迎え、高齢者人口及び高齢化率はますます増加することが見込まれています。

こうした高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加していくと予測され、身近な地域における見守りと支え合いの仕組みや認知症ケアの充実が課題となっています。平成 24 年 4 月に施行される改正介護保険法では、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域において継続して生活できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの 5 つを一体的に提供していく地域包括ケア体制の実現に向けた取組が求められています。

今後、団塊の世代をはじめとする、元気な高齢者が、それぞれの得意な分野や趣味を活かして地域で活躍し、生きがいを持って生活できるようにするため、高齢者の地域社会への参画を促進する仕組みづくりを進めていきます。

さらに、東日本大震災の教訓を活かし、災害への対応について一層の強化を図ります。

高齢者が、いくつになってもいきいきと自分らしく豊かに暮らせる地域社会を作っていくため、必要な施策を積極的に展開していきます。



高齢者・介護保険に関する重点課題

- 地域で支え合うしくみの充実（高齢者安心見守りネット）
- 在宅サービスの充実
- 健康で豊かな暮らしの実現
- 高齢者の多様な住まい方の支援や取組
- 災害への対応

計画の体系

- ① 地域で支え合うしくみの充実(高齢者安心見守りネット)
 - 1 高齢者への地域支援体制の充実
 - 2 地域活動の担い手への支援
 - 3 相談体制・情報提供の充実
 - 4 高齢者の権利擁護の推進
- ② 在宅サービスの充実
 - 1 介護保険居宅サービスの充実
 - 2 介護保険サービス基盤の整備
 - 3 認知症対策の充実
 - 4 在宅療養体制の整備
 - 5 ケアマネジメント機能の強化
 - 6 介護サービス事業者への支援
 - 7 介護保険サービスの適正利用の促進
 - 8 家族介護者への支援
 - 9 ひとり暮らし高齢者等への支援
 - 10 寝たきり等高齢者への支援
- ③ 健康で豊かな暮らしの実現
 - 1 健康の維持・増進
 - 2 健康づくりの支援
 - 3 虚弱な高齢者への介護予防の推進
 - 4 高齢者への介護予防の推進
 - 5 生涯学習
 - 6 高齢者の交流・社会参加・地域貢献等
 - 7 就業支援
- ④ 高齢者の多様な住まい方の支援や取組
 - 1 介護保険施設サービスの充実
 - 2 高齢者の居住安定の確保
 - 3 生活環境の整備
- ⑤ 災害への対応
 - 1 災害時要援護者への支援
 - 2 介護サービス事業者の災害対応に関する支援
 - 3 震災への住環境対策

障害者計画

計画の目標

障害者福祉は、障害者基本法の改正をはじめ、現在、国において検討されている障害者福祉制度の見直し、さらに障害者権利条約の批准も視野に入れた、大きな転換期にあり、地域福祉や障害福祉サービスについても的確な対応が求められています。

障害のある人の個性やニーズにあった支援に努め、ライフステージが変わっても、連続した谷間のない支援を展開する必要があります。障害者がサービスを自らの選択により利用し、その人らしい生活を送ることが大切であり、そのための支援が重要となります。

ノーマライゼーションや合理的配慮*の考え方を浸透させるとともに、すべての人が障害や障害者に対する理解を深め、障害者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、互いに支え合い喜びを分かち合えるインクルーシブ*な地域社会を実現していくため、重点課題を中心に必要な施策を展開していきます。

*合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮をいいます。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当します。

* (ソーシャルインクルージョン)インクルーシブ すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいいます。

障害者・障害児に関する重点課題

- 自立に向けた地域生活支援の充実
- 子どもの育ちと家庭の安心への支援
- 相談支援と権利擁護の充実
- ひとにやさしいまちづくりの推進
- 障害者が当たり前に通じる就労支援
- 災害対策と緊急事態に対する支援

計画の体系

① 自立に向けた地域生活への支援

- 日常生活支援サービスの充実
- 生活の場の確保
- 地域生活への移行
- 生活訓練の機会の確保
- 保健・医療サービスの充実
- 情報提供の充実
- 経済的支援

② 相談支援と権利擁護の充実

- 相談支援体制の整備と充実
- 権利擁護・成年後見等の充実

③ 障害者が当たり前に通じる就労支援

- 就労支援体制の確立
- 就労継続への支援
- 福祉施設等での就労支援
- 就労機会の拡大

④ 子どもの育ちと家庭の安心への支援

- 障害の早期発見・早期療育
- 相談支援の充実
- 乳幼児期・就学前の支援
- 学齢期の支援

⑤ ひとにやさしいまちづくりの推進

- 安全で快適な生活環境の整備
- 防災・安全対策の充実
- ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及
- 地域との交流と文化活動の促進
- 地域福祉の担い手への支援



保健医療計画

計画の目標

すべての区民が健康を保持、増進できるように、健康づくりを推し進める対策をはじめ、疾病の早期発見や各種の支援対策、安全な生活環境を守る施策を着実に実施することにより、安全で健康な地域社会を目指していく必要があります。

そのため、本計画の目標を、区民のライフステージに応じた健康づくりを支援する「健康づくりの推進」、病気の予防・早期発見と療養を支援する「病気の予防と療養支援」、区民の安心・信頼を得る医療体制を構築する「地域医療の推進」、健康危機管理体制の構築と区民の健康な生活を維持する「健康安全の確保」とし、より具体的な取組を進めていきます。

地域保健医療に関する重点課題

健康づくりの推進

地域医療の推進

病気の予防と療養支援

健康安全の確保

計画の体系

① 健康づくりの推進

- 1 健康的な生活習慣の確立
- 2 母子の健康づくり
- 3 高齢者の健康づくり

③ 地域医療の推進

- 1 地域医療連携の推進
- 2 初期救急医療・災害時医療の確保
- 3 医療安全の推進と医務薬事

② 病気の予防と療養支援

- 1 糖尿病・循環器病
- 2 がん対策
- 3 精神保健医療対策
- 4 難病対策
- 5 公害保健、アレルギー対策

④ 健康安全の確保

- 1 感染症対策
- 2 食品衛生の推進
- 3 環境衛生の推進
- 4 快適な居住環境の確保
- 5 動物衛生の推進
- 6 健康危機管理体制の強化



地域福祉保健の推進計画

計画の目標

地域福祉保健を推進していくためには、行政による公的な支援の充実だけでなく、自助・互助・共助・公助*の組み合わせにより、地域の構成員である住民、福祉関係団体、事業者等が、それぞれの役割と責任を分担しながら、力を合わせて、地域における課題を解決していくことが重要です。

そのために、支援を必要とする人の視点に立ち、互助の理念に基づいた「ともに支え合う地域社会づくり」、様々な物理的・心理的障壁を取り除く「ひとにやさしいまちづくり」、相談支援体制の充実をはじめとした「安心して暮らせる環境の整備」に関連する施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

***自助・互助・共助・公助** 福祉分野では、様々な助け合いの形態を次のように定義します。

「自助」とは、自ら働いて、又は自らの年金収入などにより、自らの生活を支え、自ら健康を維持することをいいます。

「互助」とは、近隣の助け合いやボランティアなどの相互扶助をいいます。

「共助」とは、社会保険のように制度化された相互扶助をいいます。

「公助」とは、自助・互助・共助では対応できない困窮などの状況に対し、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行うことなどをいいます。

地域福祉保健の推進に関する重点課題

■ 地域福祉活動の促進及び人材育成の支援 ■ 生活福祉要援護者等への支援

■ バリアフリー・ユニバーサルデザイン*の推進 ■ 保健・医療・福祉の連携

■ 福祉保健サービス利用支援と権利擁護の推進 ■ 災害時における安全・安心の確保

***ユニバーサルデザイン** あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方をいいます。

計画の体系

① ともに支え合う地域社会づくり

- 1 地域福祉活動の促進及び人材育成の支援
- 2 地域の福祉保健ネットワークの充実

② ひとにやさしいまちづくり

- 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- 2 福祉意識の醸成

③ 安心して暮らせる環境の整備

- 1 福祉保健サービス利用支援と権利擁護の推進
- 2 生活福祉要援護者等への支援
- 3 保健・医療・福祉の連携
- 4 災害時における安全・安心の確保
- 5 男女平等参画の推進
- 6 地域福祉保健計画の策定及び進行管理

詳しい内容は、文京区地域福祉保健計画の本文をご覧ください。本文は、シビックセンター 2 階の行政情報センター、区立図書館、区ホームページ等でご覧いただけます。

「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」を推し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者計画、保健医療計画及び地域福祉保健の推進計画の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画
(平成24年度～平成26年度)【概要版】

平成24年(2012年)3月発行 印刷物番号 F0411041

発行/文京区 編集/福祉部高齢福祉課

〒112-8555 東京都文京区春日一丁目16番21号

電話:03-3812-7111(代表)

ホームページ <http://www.city.bunkyo.lg.jp>

この冊子は、再生紙を使用しています。